

# 「香川・愛媛 せとうち旬彩館」1階物産販売店舗における運営事業者募集要項

## 1 趣旨

本募集要項は、香川県及び愛媛県が設置する東京アンテナショップ「香川・愛媛 せとうち旬彩館」のうち、1階物産販売店舗の運営業者を選定するための必要事項を定めるものである。

## 2 企画提案及び契約の方法

一定の資格条件に該当する事業者から、公募により「香川・愛媛 せとうち旬彩館」の運営等に関する提案を受け、香川・愛媛両県により内容の審査を行ったうえで、総合的に最も優れた内容であると認められた者と契約を締結する。

なお、企画提案の内容に基づき、別途覚書を締結することがある。

## 3 「香川・愛媛 せとうち旬彩館」運営事業の概要

### (1) 「香川・愛媛 せとうち旬彩館」の概要

#### ① 場所

東京都港区新橋二丁目 19 番 10 号 新橋マリビル 1 階

#### ② 名称

施設名 香川・愛媛 せとうち旬彩館

物産販売店舗名 香川・愛媛 せとうち旬彩館 特産品ショップ

#### ③ 施設

面積 53.43 坪

うち物販店舗は約 45 坪（イベントスペースは除く）

※ほかに、事務所、バックヤードスペースあり

（参考）2 階は 95.72 坪

#### ④ 構造

鉄骨・鉄筋コンクリート・鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下 2 階地上 10 階建

#### ⑤ 物件所有者

不動産信託受託者 三井住友信託銀行株式会社

#### ⑥ 県の賃貸借契約先

株式会社千代田ビルマネジメント

（三井住友信託銀行㈱から賃貸人の地位及び権利義務を承継）

### (2) 業務内容

香川・愛媛両県の県産品（食品関係）の特徴や魅力の発信及び販路拡大のために行う物産販売店舗の運営（工芸品や雑貨などの非食品は、2階の工芸品等販売店舗で販売するため、取り扱わないこととする。）

## 4 運営の条件等

### (1) 基本的な条件

#### ① 期間

平成 30 年 10 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで（運営業務委託契約）

ただし、運營業務委託契約の期間は2年6カ月を基本とするが、受託業者の運営状況を香川・愛媛両県で評価したうえで、良好であれば、2年間延長する。

なお、本物件は、設備・什器の老朽化等に伴う改装工事を平成30年8月中旬から行い、同年10月上旬に新装開店を行う予定である。

② 営業期間及び休業日

下記の営業時間及び休業日を原則とし、これ以外の設定とする場合は、事業計画書での提案をもとに、香川・愛媛両県と協議のうえ決定する。

営業時間 10:00～20:00

休業日 1/1～1/3

③ 受託に伴う支払

次のとおり、店舗売上高（消費税及び地方消費税を除く。）に応じて一定の額を香川・愛媛両県に納めること。なお、次に掲げる条件よりも、支払額が多くなる提案を行う事を妨げるものではない。

1) 納入額

次のアとイの合計額。ただし、その合計額が2,125千円を下回る場合は2,125千円とする。

ア 月額売上高（イベント売上高を除く。）のうち、25,000千円以上で事業計画書において提案された額（以下、「物販基本還元率適用限度額」という。）以下の部分については、当該部分に、8.5%以上で事業計画において提案された率を乗じて得た額

イ 月額売上高（イベント売上高を除く。）のうち、物販基本還元率適用限度額を超える部分については、当該部分に、3.5%以上で事業計画書において提案された率を乗じて得た額

④ 施設

内装（床・壁・天井・照明器具等）、設備（給水・給湯・排水・電気・ガス・空調等）、基本什器（テーブル・イス・商品陳列棚等）及び基本厨房施設（冷蔵庫・冷凍庫・ガスレンジ・シンク等）については、両県が設置したものを無償で使用できる。

⑤ その他運営事業者が負担する経費等

1) 販売促進に要する経費（一部は、香川・愛媛両県が負担する）

2) 施設・設備備品に係る経費

ア 保守、点検、清掃に要する経費

イ 運営事業者の故意又は過失により修繕を要する経費

ウ 設備等に係る1件100万円以下の修繕費（上記イを除く）

3) 運営に必要な消耗品等及びその補充に要する経費

（ユニフォーム、ビニール袋、紙袋、包装紙など）

4) 営業に伴う電気、水道、電話等料金

5) 営業に伴う店舗内の清掃、廃棄物の処理、殺そ・殺虫等に要する経費

(2) 運營業務に関する条件

【基本事項】

① 取り扱い商品（食品関係）については、香川・愛媛両県の特色を打ち出せるものや、イメージアップに寄与するものを中心とし、両県の指示を踏まえ決定すること。ま

た、両県の新規の県産品等の発掘・開拓を行い、アンテナショップの機能と店舗の魅力の向上に努めること。

- ② 取り扱い商品については、原則として一般財団法人かがわ県産品振興機構または一般社団法人愛媛県観光物産協会を通じて仕入れること。
- ③ クレジットカード及び電子マネーでの決済に必要な機器を導入すること。
- ④ 運営に係る職員配置については、アンテナショップとしての機能を十分に発揮できる人数を配置するとともに、必要な知識を有する職員を配置し、常勤職員としての店長・副店長を置くこと。その他の職員については、事業計画書での提案をもとに、効果的な運営が確保できる体制となるよう香川・愛媛両県と協議のうえ決定するものとする。
- ⑤ アンテナショップ業務の担当者を本社内に配置し、アンテナショップの運営に関して機動的な対応が必要な場合等において、適切な対応が迅速かつ円滑にとれるよう、ショップと連動又はバックアップして的確に業務が実施できる体制を整えること。
- ⑥ 香川・愛媛両県に対する必要な知識等を習得させるため、職場研修を行うこと。更に、常勤職員については現地研修を行うこと。
- ⑦ 消費者ニーズや販売状況等のフィードバックのために必要な情報の収集に日常的に努め、商品開発や改良につなげるとともに、定期的に集計・報告すること。
- ⑧ 当アンテナショップ以外に経営する店舗等と区分して経理を行うこと（必要に応じて、アンテナショップ単独の決算書の提出を求めることがある。）。
- ⑨ 店舗運営に当たっては、両県の企画するイベント等を両県と連携して実施するほか、2階飲食店舗、工芸品等販売店舗及び観光情報コーナーとの連携を図り、効率的かつ魅力的なものとする。
- ⑩ 誘客・販売促進のために必要なパブリシティー活動や顧客管理等に努め、新規顧客の獲得及びリピーターの確保のための取組みを実施すること。
- ⑪ 両県のイメージアップを図る店舗内のディスプレイや清潔感のある店舗運営などの工夫に努めること。
- ⑫ 什器、調理器具など店舗開設に当たり通常必要となる設備に係る初期投資は両県が負担することとしている（現状の設備等を活用することとなる。）ので、これを踏まえて売価を低廉なものとするなど、首都圏の消費者に訴求力を有する魅力ある店舗運営に努めること。

#### 【運営事項】

- ① 物産販売については、店舗内での販売に加えて、アンテナショップとして、カタログやインターネットを活用した県産品の販売など外販等に積極的に取り組むように努めるとともに、自社の店舗等を活用した販売促進等にも取り組むこと。なお、具体的な方法については、事業計画書での提案をもとに、香川・愛媛両県と協議のうえ決定する
- ② 首都圏で開催される香川県又は愛媛県の県人会等イベントにおける出張販売の協力依頼に応じる。
- ③ 取扱い商品の展示面積は、香川県と愛媛県の比率を半々とするを基本とする。
- ④ 香川県・愛媛県のイメージアップ及び特産品の販売促進につながる必要な措置（デ

ディスプレイの工夫、統一感のある店内什器・プライスカードの設置など)を講じる  
こと。

- ⑤ 委託仕入、買取仕入にかかわらず、全ての商品について毎月棚卸、在庫管理を行う  
こと。
- ⑥ レジ機器を導入すること。

## 5 応募資格

次に掲げる条件を全て満たす法人であること。

- (1) 首都圏を基盤として物販業の運営実績があること。
- (2) 納付が義務付けられている都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を完納している  
こと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないもので  
あること。
- (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない  
者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法  
(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。  
ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第  
1項各号に掲げる者ではなく、香川県物品の買入れ等に係る指名停止措置要領(平成  
11年香川県告示第787号)別表10の項から15の項までのいずれにも該当しないこ  
と。

## 6 運営事業者決定までのスケジュール

平成30年2月26日(月)	「参加登録申込書」「質問」受付開始
平成30年4月23日(月)	「参加登録申込書」提出締切
平成30年4月25日(水)	応募資格確認通知
平成30年4月27日(金)	現地説明会
平成30年5月7日(月)	「質問」受付締切
平成30年5月28日(月)	「事業計画書」提出締切
平成30年6月中旬を予定	プレゼンテーション(別途、参加者に通知)
平成30年7月上旬を予定	運営事業者決定

## 7 事務を担当する部署

- (1) 香川県交流推進部県産品振興課

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

電話: 087-832-3375 FAX: 087-806-0237

E-Mail: kensanpin@pref.kagawa.lg.jp

(2) 愛媛県経済労働部観光物産課

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話：089-912-2493 FAX：089-812-2489

E-Mail：kankou@pref.ehime.lg.jp

※本募集に関する問合せ先は、上記(1)とする。

## 8 募集への参加及び辞退

(1) 提出書類

応募しようとする者は、下記①～⑧を提出し、事前に法人名等を登録しなければならない。  
また、書類提出後、参加を辞退する場合には「辞退届」（様式任意）を提出すること。

なお、1階及び2階の一括で運営を希望する場合も申込みは可能とする。その場合においても、1階又は2階それぞれに様式1「参加登録申込書」、様式2「事業計画書」を提出すること。

① 様式1「参加登録申込書」

② 現地説明会出欠書

③ 首都圏を基盤としての物産販売の運営実績の概要がわかる書類（様式任意）

※会社案内、パンフレット等も可とする。

④ 登記簿謄本

⑤ 定款

⑥ 営業報告書（貸借対照表、損益計算書）過去3年分

⑦ 都道府県税について、未納の税額がないことの証明書（香川・愛媛両県又は本店所在地の都道府県分）

⑧ 法人税、消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(2) 提出部数

上記(1)の①及び②については正本1部

③～⑧については正本1部及び副本1部

(3) 提出先及び提出方法

上記7(1)の場所へ持参又は郵送（持参の場合は、土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに持参すること。郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

(4) 参加登録申込書の提出期限

平成30年4月23日（月）午後5時15分まで（必着）

(5) 応募資格確認通知

参加登録申込書を提出した者全員に対し、平成30年4月25日（水）までに応募資格の確認結果を通知する。

## 9 公募の内容に関する質問の受付

公募の内容に関する質問がある場合は、平成30年5月7日（月）午後5時15分（必着）までに7(1)に示した部署に対し様式3「質問書」で行うこと（文書はFAX・電子メールでの送付も可とする）。

回答は、随時、質問者の企画提案そのものに関わるものを除き、応募資格確認通知者全員

にFAX等で行う。

## 10 現地説明会

事業計画の提案に先立ち、8の参加登録申込があった者を対象に、現地説明会を行う。

- (1) 開催日  
平成30年4月27日（金）
- (2) 場所  
香川・愛媛 せとうち旬彩館  
（東京都港区新橋二丁目19番10号 新橋マリンビル1階）

## 11 事業計画の提案

- (1) 提出書類  
様式2「事業計画書」
- (2) 提出部数  
正本2部及び副本8部
- (3) 提出先  
上記7(1)の場所へ持参又は郵送（持参の場合は、土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに持参すること）
- (4) 提出期限  
平成30年5月28日（月）午後5時15分まで（必着）

## 12 プレゼンテーションの実施

事業計画書についての説明を求めため、必要に応じてプレゼンテーションを行う。

- (1) 開催日  
平成30年6月中旬を予定  
※詳細については、事業計画書の提出があった者に別途通知する。
- (2) 場所  
未定（香川県高松市を想定）  
※詳細については、事業計画書の提出があった者に別途通知する。

## 13 運営事業者の決定

香川・愛媛両県は、別表「運営事業者選定審査基準」に基づき審査を行い、最も優れた内容であると認めたものを運営事業者（候補）として決定し、運営業務委託契約について交渉を行う（現在の運営業務委託契約書は別添のとおり）。

なお、審査に当たっては、香川・愛媛両県職員及び外部有識者等の委員で構成する選定委員会を設置し、選定委員会が書面による審査（必要に応じてプレゼンテーション及びヒアリング等を行うことがある。）を行い、その結果を踏まえて両県知事に報告し、両県知事が決定する。

また、審査結果については、各参加者に通知する。

## 14 引継ぎ等

運営事業者として決定された事業者は、運營業務開始前に、香川・愛媛両県及び現運営事業者との間で、円滑な事業運営のための協議、引継ぎを行うものとする。ただし、引継ぎに係る一切の費用は、運営事業者として決定された事業者の負担とする。

## 15 失格

以下のいずれかに該当した場合は、参加者として失格とし、その旨を通知する。

- (1) 事業計画書を提出しない、又は提出期限に遅れた場合
- (2) プレゼンテーションを欠席、又は指定した時間に遅刻した場合
- (3) 上記5の応募資格を満たしていないと判断された場合
- (4) 提出書類に虚偽等の記載があった場合

## 16 その他

- (1) 募集への参加、事業計画の提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、応募者に返却しない。
- (3) 提出された書類の受領後の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 香川・愛媛両県は、提出された書類について、本募集以外の目的で、応募者に無断で使用しない。

## 運営事業者選定基準

項目	評価内容
1 運営方針	香川・愛媛両県のPR・イメージアップへの取り組み
	アンテナショップとしての役割理解
2 運営内容	物産販売店舗における展示・販売内容
	営業時間、休業日
	人員配置
	目標（売上金額、来客者数）
	両県への支払額（還元率、基本還元率適用限度額、最低支払補償額）
	物産販売店舗における外販（カタログ販売、ネット販売）等の展開
	アンテナショップ以外での波及効果（首都圏での販路拡大）
3 信用・実績	本業での経営状況
	同種事業での実績